

政策としての男女平等

山 下 泰 子

論文要旨

戦後日本の女性政策は、占領政策からはじまつた。残念ながら、日本国憲法への男女平等の導入すら、日本政府の本意ではなかった。以後の日本の女性政策は、国連による国際女性年・国連女性の一〇年の施策の直接間接の影響によるものであった。中でも、男女平等に関する世界基準である女性差別撤廃条約の批准承認をめぐる国会での論戦は、政府の男女平等に対する姿勢を象徴的に示すものとして興味深い。しかし、わが国でも、条約批准から一四年、一九九九年には、男女共同参画社会基本法が制定された。基本法は、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であると位置付けている。

このような政策の展開には、世界女性会議を通じて培った女性NGOの力を無視することができない。また、中央集権から地方分権へという政策の展開によって、住民の直接接する地方公共団体の存在が大きな意味をもつようになってきている。NGOを中心とする住民の政策形成へのかかわりが、二一世紀の女性政策の死命を制することになるであろう。

以上のような観点から、本稿では、国連、日本政府、地方公共団体、そしてNGOの女性政策を中心に、「政策としての男女平等」について考察を試みている。

はじめに——田畠茂二郎先生のご逝去を悼む——

- 一、日本の女性政策の変遷
- 二、国際文書における男女平等
- 三、日本国憲法制定における男女平等
- 四、女性差別撤廃条約国会承認審議における男女平等

五、女性差別撤廃条約締約国の差別撤廃義務

六、男女共同参画社会基本法の男女共同参画と男女平等

七、女性政策とNGO

1. 国連総会への女性NGO代表の推薦と国連NGO国内婦人委員会

2. 女性差別撤廃条約の署名・批准と国際婦人年連絡会

3. 女性差別撤廃条約の研究・普及と国際女性の地位協会
おわりに——二一世紀日本の女性政策・NGOの参画と地方分権の進捗——

はじめに——田畠茂一郎先生のご逝去を悼む——

私は、戦後日本の国際法の父ともいいうべき田畠茂一郎先生のご逝去をネバールのホテルで知った。八九歳というお年を考えれば、いつかはお別れがくることは分かっていたはずなのに、異境で知る尊敬する先生のご逝去の報は、身に滲みて辛いものであった。急遽、関西空港から旅装のままで告別式に向かい、二〇〇一年三月一日、本隆寺塔頭玉峰院でのお別れに参列させていたところができた。ご出棺の頃には、風花が舞い、愛弟子たちに担がれた先生の棺に白いものが落ちた。

田畠茂一郎先生の人権思想の原点は、京都大学三回生のときに遭遇された滝川事件にあったのではないかと思う。昭和八（一九三三）年、満州事変を経て、日本がいよいよ暗い時代に突入していく頃のことである。姦通罪は男女差別であり、内乱罪は通常の破廉恥罪とは異なるという学説を著書「刑法読本」で述べたことが文部省の逆鱗に触れ、滝川幸辰教授に対して休職の辞令が発令された。それに抗議して、京都大学第一教室で、京都大学法学部の教授・助教授・講師・助手の全員が、学生に訣別の挨拶をされ、辞表を提出されたのである。「万場肅然として、みな涙ぐんでいた」。その場におられた先生のお気持ちはいかばかりだったか想像を絶するものがある。

戦後いち早く、先生が国際人権法の研究に着手され、「世界人権宣言」（弘文堂アテネ文庫、一九五一年）や「人権と国際法」（日本評論新社、一九五二年）を著されたのは、まさに戦前の経験から、人権を国家の枠を超えて保障することの重要性を認識されたからに他ならない。先生の差別に対する鋭いまなざしは、女性差別にも向かわされた。女性差別撤廃条約（正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃

に関する条約)は、法上の平等ばかりでなく、事実上の平等の実現を求めており、公の機関はもちろん、個人による差別の撤廃をも締約国に義務づけている。先生は、この点を称して、「一步進んだ人権条約」と指摘された(『女子差別撤廃条約とその問題点』法学セミナー総合特集「女性と法」一九八四年、一四頁)。深い教養と専門的知識に裏付けられた国際法学会の碩学のこのような評価は、私たち後進を勇気づけるものであった。

一九八七年の設立と同時に田畠先生に後援者になっていた国際女性の地位協会は、一九九八年には、国連経済社会理事会の協議資格を取得した。協会は、女性差別撤廃条約の研究・普及を目的とし、年報『国際女性』をはじめ多くの研究書を世に問い、二〇〇一年度・二〇〇二年度は、「フェミニズム国際法学の構築」と題する研究を開始している。協会がここまで成長したのも、先生のご指導のお蔭である。

国際女性の地位協会は、世界初の女性差別撤廃条約のコンメンタール『女子差別撤廃条約注解』(尚学社、一九九一年)を上梓し、それをさらに英訳して、世界に問いたいという希望をもつた。そのときにも、田畠先生と高野雄一先生のお二人に推薦者になっていたとき、文部省の出版助成金を頂戴することができた。その成果が、*Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*(Shogakukan, 1995)である。また、折々出版物をお送りすると、先生から、あの独特的細かい字で必ずご返事を頂戴した。そして、国際法学会などでお目にかかる度に、「国際女性の地位協会は、いい仕事をしていますね」と褒めてくださった。そうしたひとつひとつのが、私たちにはどんなにありがたかったかわからない。

先生が最後に精魂を傾けられたのは、平安建都二二〇〇年記念に設立された「世界人権問題研究センター」の所長としてのお仕事だった。私は設立総会以来、評議員として参加させていただき、間近に先生の真摯なお仕事ぶりを拝見することができた。二〇〇〇年春の評議員会でも、先生ご自身でセンターの業務報告をされ、うかがう私たちがどれほど身の引き締まる思いがしたかしれない。⁽¹⁾

いま、女性問題をめぐる法的状況は、急展開を見せており、国際的には、五万人を超える参加者のあった第四回(北京)世界女性会議による「行動綱領」が、二〇世紀の女性問題への取り組みの一つの到達点を示し、国連女性二〇〇〇年会議によってフォーラムアップが行われた。一九九九年、女性差別撤廃条約採択二〇周年に国連は、個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書を採択した。選択議定書は、二一世紀を前に二〇〇〇年一二月二二日には、その効力を発生し、いよいよ国際的な女性の人権保障も強い実施措置によって担保されるときを迎えた。⁽²⁾

国内的には、一九九九年に制定された男女共同参画社会基本法によって、男女共同参画社会の実現が、「二十一世紀の我が国社会を決定する

最重要課題」と位置付けられた。このことから、二〇〇〇年には、男女共同参画基本計画がはじめて閣議決定され、二〇〇一年には、内閣府に、強い権限をもつ男女共同参画会議と男女共同参画局が設置されるなど、女性政策は男女共同参画政策に衣替えをしつつ本格的な取り組みが開始された。また、一九九九年の地方分権一括法により機関委任事務が廃止されたこととも相まって、各自治体がそれぞれの男女共同参画（平等）推進条例を制定する動きが加速度的な広がりを見せており⁽³⁾いる。こうした動きの背景には、男女平等を主軸に活動する力のあるNGOの存在がある。確實にいえることは、国際女性年（一九七五年）や国連女性の一〇年（一九七六—一九八五年）を背景に、世界女性会議を通じて形成された男女平等・女性の地位向上・ジェンダーの主流化といった要請が、西欧を中心とするNGOの主張を反映しつつ、国際連合から発信され、二〇世紀最後の四半世紀には、地球規模での共通認識になったことである。日本の女性政策・男女平等法制の形成もまた、こうした国際社会の直接的な影響の下に推進されてきたことには疑問の余地がない。

そこでいま、国際法を学ぶ者たちは、国際法秩序のあり方自身にメスを入れ、ジェンダーの主流化という現象を国際法の中に位置付け、フェミニズムの視点から国際法学を再構築する必要に迫られている。これについて、国際女性の地位協会では、所属する二九人の研究者により科学研究費の補助を受けて、「フェミニズム国際法学の構築」⁽⁴⁾という研究プロジェクトを開始したところである。いまや一六八の締約国をもつ、世界女性の権利章典たる女性差別撤廃条約を中核にすえた共同研究の成果が期待される。

田畠茂一郎先生が、後援者として、いつも惜しみないお力添えをくださった国際女性の地位協会は、これからも女性差別撤廃条約の研究・普及活動を続けていく所存である。

- (1) 以上の部分は、山下泰子「田畠茂一郎先生のご逝去を悼む」国際女性一五号、二〇〇一年、一四五—一四六頁に、加筆修正を加えた。
- (2) 山下泰子「国際人権保障における『女性の人権』——フェミニズム国際法学の視座」国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年第四卷・人権』三省堂、二〇〇一年、六八—一〇〇頁。
- (3) 山下泰子「女性政策をめぐる動き——国連・国・自治体——」大澤真理編『二世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法（改訂版）』ぎょうせい、二〇〇一年、一七一六一頁、山下泰子・橋本ヒロ子・齊藤誠「男女共同参画推進条例のつくり方」ぎょうせい、二〇〇一年参照。
- (4) 山下泰子「日本学術振興会科学研究費補助金交付研究『フェミニズム国際法学の構築』」国際女性一五号、二〇〇一年、一一九一一二二一頁、Hilary Charlesworth, Christine Chinkin, *The boundaries of international law: A feminist analysis*, Manchester University Press, 2000. 二〇〇一年二月五日現在の女性差別撤廃条約締約国一六八国、選択議定書の締約国三一である (<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/sigop.htm>)。

一・日本の女性政策の変遷

日本の女性政策は、四期にわけることができる。⁽⁵⁾

【第一期・女性政策黎明期】

一九四七年の労働省婦人少年局の設立から一九七五年の第一回世界女性会議までの期間である。この間、女性問題に関心をもち、国際的な活動に目を向けていたのは、唯一、労働省婦人少年局であった。婦人少年局は、早くも一九五〇年から国連女性の地位委員会へ非公式オブザーバーを派遣した。実に、日本が講和独立を迎える二年前、国連加盟の六年も前のことであり、その先見性は特筆されるべきである。

一九四九年には、日本女性がはじめて参政権行使した（一九四六年）四月一〇日を記念して、「婦人週間」（後の「女性週間」）を設定し、毎年、全国的に女性の地位向上運動を展開した。ちなみに、この「女性週間」は、二〇〇〇年で終止符が打たれ、二一世紀の幕開けとともに、二〇〇一年からは、一九九九年六月二三日の男女共同参画社会基本法の施行を記念した「男女共同参画週間」にバトンタッチされた。「男女共同参画週間」は、内閣府男女共同参画局の所管である。

一九五五年、国連加盟の前年に、日本が「婦人の参政権に関する条約」を批准したのも、労働省婦人少年局の努力によるものであった。この期の特徴は、労働省婦人少年局を中心に、女性問題への取り組みが行われたことである。

【第二期・女性政策草創期】

一九七五年の第一回世界女性会議以降、一九八五年の女性差別撤廃条約批准までの一〇年間をいう。国際的には、国際女性年、国連女性の一〇年の期間である。この期にいたってやっと、女性政策を遂行するための、いわゆる「ナショナル・マーシーナリー」、国内本部機構が形成された。まさに、世界女性会議の直接的な影響である。第一回世界女性会議世界行動計画第三三一～三六パラグラフが、政府部内に女性政策のための多部門にわたる機構を確立することの必要性を説いた。⁽⁶⁾ 七月初旬に日本代表团が帰国すると、九月二三日には、閣議決定により「婦人問題企画

推進本部（本部長・内閣総理大臣、本部員・関係一〇省庁事務次官）が設置され、同時に、有識者からなる「婦人問題企画推進会議」（一九八六年以降「婦人問題企画推進有識者会議」と、事務局として総理府に「婦人問題担当室」（二〇〇一年以降、内閣府「男女共同参画局」）が形成された。

「婦人問題企画推進本部」は、「婦人問題企画推進会議」の意見の趣旨に従い、一九七七年には、世界行動計画を受けて、日本初の「国内行動計画」を、一九八一年には、国連婦人の一〇年後半期行動プログラム（一九八〇年）を受けて、「婦人にに関する施策の推進のための『国内行動計画』後半期重点目標」を策定した。

【第三期：女性政策の国際化期】

第三期は、一九八五年の女性差別撤廃条約の批准から一九九九年の男女共同参画社会基本法成立までの期間をいう。女性差別撤廃条約の批准と、一九八五年の第三回世界女性会議（ナイロビ）と一九九五年の第四回世界女性会議（北京）の開催によって、日本の女性政策が国際的な基準の受け入れに向かった時期といえよう。

日本は、一九八〇年第二回世界女性会議（コベンハーゲン）における女性差別撤廃条約署名式（七月一七日）に参加することができ、一九八五年六月二十五日、第三回世界女性会議（ナイロビ）の直前に同条約の批准を果たすことができた。この二つの会議がなければ、果たしてこの時期に条約への加盟が実現したかどうか極めて疑わしい。一九六七年の女性差別撤廃宣言や、世界会議の行動計画とは異なり、法的拘束力のある条約の批准は、男女平等の視点にたった国内法制の見直しを迫るものであった。批准を前に、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭教育の変革の方向が示された。以後、「婦人問題企画推進本部」の任務に、「女子差別撤廃条約の実施のための施策の総合的かつ効果的な推進」が加わった。

一九八六年には、「婦人問題企画推進本部」の充実が図られ、構成省庁を全省庁に拡大し、全省庁の事務次官が本部員とされた。その後一九九四年、閣議決定により、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、これに伴い「婦人問題企画推進本部」は廃止された。ここに至って、本部員は、閣僚に格上げされ、総理府大臣官房に男女共同参画室が設置されるとともに、一九九七年、はじめて法律上の根拠をもつ「男女共同参画審議会」が設置された。

一九八七年には、ナイロビ将来戦略（一九八五年）を受けて「新国内行動計画」を、一九九一年には、ナイロビ将来戦略見直し勧告（一九九〇年）を受けて「新国内行動計画（第一次改定）」を、一九九六年には、北京行動綱領を受けて「男女共同参画」〇〇〇〇年プラン」を策定した。この間、都道府県をはじめ各自治体がそれぞれ独自の行動計画を策定し、女性政策の推進に取り組んできている。

【第四期・女性政策の転換期】

一九九九年六月二三日、男女共同参画社会基本法の施行をもって、日本は、女性差別撤廃条約批准以来懸案とされてきた包括的な男女平等の実現に向けた基本となる法律をもつことになった。基本法の前文で、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されたことの意義は大きい。

二〇〇〇年一二月には、基本法に基づく初の「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。さらに、二〇〇一年一月六日を期して、中央省庁等の改革が実施されると、内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、「男女共同参画審議会」は発展的に解消された。また、総理府男女共同参画室は、内閣府男女共同参画局に格上げされた。かくして、男女共同参画は、文字通り国の政策の中核に据えられたのである。

一方、基本法によって、「男女共同参画社会の形成に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を負うことになった各地方公共団体は、男女共同参画推進条例の制定に向かっている。二〇〇〇年三月の埼玉県男女共同参画条例、東京都男女平等基本条例を嚆矢として、二〇〇一年暮れまでに二〇の都道府県が、制定を終えた。

二一世紀には、生活の場である地方公共団体に、その地域の特性にあった条例が生まれ、市民を主役として男女共同参画社会の形成に向かうことが期待される。

(5) 山下泰子「前掲論文注(3)」三九一四一頁。総理府「国際婦人年（昭和五〇年）及び「国連婦人の十年」（昭和五一年～六〇年）の記録」一九八六年、総理府「ナイロビから北京へ—一〇年の歩み—（昭和六一年～平成七年）」一九九六年参照。

(6) E/CONF. 66/34, 1976, Chapter II paras. 34-36.

一、国際文書における男女平等

女性問題に最初に触れた国際文書は、ILO（国際労働機関）の女性労働の保護に関する条約・勧告であった。ILOは、その目的に、女性労働の保護を掲げ、設立の年（一九一九年）に、産前産後における女性の使用に関する条約（第二号）と夜間における女性の使用に関する条約（第四号）が採択された。そのILOは、一九四四年、第一次世界大戦末期に「国際労働機関の目的に関する宣言」（フィラデルフィア宣言）を採択し、女性労働の保護を目的として、付属文書において性による差別なく、「物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」とした。しかし、一九五一年に同一価値労働同一報酬条約（第一〇〇号）を採択し、男女共通の客観的基準による労働の価値評価を規定しながらも、一九六五年の家族責任をもつ婦人の雇用に関する勧告（第一二三号）に見られるように、その平等論は、家事育児を女性の機能とした限定的な平等（機能的平等論）を志向していたに過ぎない。国連もまた、一九六七年の女性差別撤廃宣言では、ILO第一二三勧告と同一のスタンスに立っていた。

固定的な男女の役割分担觀念を完全に打破し、家族責任も社会参加とともに男女が対等な立場で担うという完全な平等論は、一九七五年の世界行動計画まで、待たなければならない。国際女性年における第一回世界女性会議で採択された、この女性の地位向上のための史上初の行動計画は、「男女平等の達成とは、両性がその才能及び能力を自己の充足と社会全体のために発展させる平等な権利、機会、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭及び社会の中で両性に伝統的に割当てられてきた機能を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と述べ、新たな視点を提起した。⁽⁷⁾国連は、この完全平等論を、一九七九年の女性差別撤廃条約の中心理念とし、ILOは、一九八一年の家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第一五六号）及び勧告（第一六五号）で、この立場に立つた。

(7) E/CONF. 66/34, 1976, Chapter II para. 16, 国際婦人年大阪の会編「資料 国際婦人年」創元社、一九八五年、四一頁。

三、日本国憲法制定と男女平等

わが国の国内法上はじめて男女平等が規定されたのは、日本国憲法（一九四六年）である。第一四条によつて、一般的に法の下の平等が規定され、性別による差別が禁止された。この原則は、議員および選挙人の資格に関する第四四条においても繰り返された。また公的分野における差別の禁止ばかりでなく、第二四条によつて、家制度による封建的な慣習に支配されていた家族生活における、個人の尊厳と両性の平等が規定されたのは画期的なできごとであった。大日本帝国憲法とは明確に異なる、男女平等という新たな原則が憲法上の規定になつた。

しかし、これらの規定は、日本政府の憲法改正の考え方の中にはじめからあつたわけではない。松本丞治国務大臣による改正草案の非民主主義的な内容に激怒した連合軍総司令官ダグラス・マッカーサーの指示によつて、占領軍民政局員によつて策定された原案に、男女平等がはじめ示された。ちなみに、松本案には、基本的人権という認識もなく、法律の範囲内における臣民の権利義務が規定されていたにすぎず、男女平等といつた条項は、まったく存在しなかつた。とりわけ現行の第二四条の原案が、当時二二歳の占領軍民政局員ベアテ・シロタ・ゴードンによって書かれたことはつとに有名である。二〇〇〇年五月、参議院憲法調査会の招きで来日したゴードンは、原案執筆の際の考え方をつぎのように述べている。⁽⁸⁾

「私は、戦争の前に一〇年間日本に住んでいましたから、女性が全然権利をもつていなかつたことをよく知っていました。だから、私は憲法の中に女性のいろんな権利を含めたかったのです。配偶者の選択から妊婦が国から補助される権利まで全部入れたかったです。そして、それを具体的に詳しく強く憲法に含めたかったです。」

しかしながら、日本政府は、男女平等原則の導入に後ろ向きだった。たとえば、それは一九四六年三月四日の連合国総司令部民政局憲法草案制定運営委員会と日本政府の極秘会合において、連合国側の示した憲法草案に対し、日本政府が、もつとも抵抗したのが、天皇制と並んで女性の権利に関する部分であつたことからも推し量られる。日本側は、「こういう女性の権利は、全然日本の国に合わない。日本の文化に合わない」と述べたが、辛うじてゴードンのその日の通訳としての働きが評価されて、二四条を救うことになった。きわどい歴史の一齣である。

またそれは、衆議院帝国憲法改正案委員小委員会における、第二四条の「本質的平等」の解釈についての議論にも端的に示されている。鈴木

義男議員が「本質的平等」ト云フノハ、差別アル平等ト云フ意味デス、ダカラトテモ良イ言葉ナンデスヨ、本質ハ平等デアルガ、生理的、心理的相違ハ認メル、コウ云フ意味ナンデス、差別ヲ認メツツ平等ニ扱フ、コウ云フ訳デス⁽⁹⁾と述べ、「差別的平等」を意味するとして了承されたのは象徴的である。

さらに、帝国憲法改正小委員会秘密議事録によれば、委員の一人は、「性的ニ堕落スル女ハ全人格ガ堕落シ易イ、男ハ性的生活ハ末梢的生活デアル、性的ニ少々汚レテ居ッテモ人格ハ墮落シテオラヌ」と発言し、元東京帝国大学助教授で後に文部大臣も務めた森戸辰男委員が、「性生活ガ中心デ男ト非常ニ違ウト云ウコトハ其ノ通り」と相づちをうつたとされる。⁽¹⁰⁾

ここに至っては、委員たちの精神構造を疑わざるをえない。残念ながら、日本国憲法の制定に携わった日本側の委員たちは、そもそも男女平等原則を導入することに対する基本的な認識を欠いていたのではないかと思われる。歴史の偶然とはいえ、ゴーデンが、日本国憲法草案の起草に加わったことの意義は大きく、ここでは、「おしつけ憲法論」は、まったく意味をなさない。むしろ、もし、彼女が参加していなかつたら、第二四条の規定はそもそも書かれることはなかつたのではないかとすら思われる。⁽¹¹⁾

一方、国際的には、日本国憲法の制定時は、すでに国際連合憲章が制定されており、一九四六年二月四日、日本国憲法の原案づくりに取り組む民政局員に向かって、運営委員会議長ケーディス大佐は、「国連憲章からの引用と明示する必要はないが、国連憲章の諸原則は、われわれが憲法を起草するにあたって、念頭に置かなければならない」と説明している。⁽¹²⁾

その憲章は、前文で男女同権に関する信念を確認し、性による差別なく人権および基本的自由を尊重することがその目的として明記されたことから、民政局側草案が作られ、憲法一四条の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」により差別されないという条文ができあがつたものと思われる。そのような状況を、日本側が、斟酌したような形跡は見あたらない。

今日においても、憲法一四条「法の下の平等」の意義として、「合理的区別」を認めるのが、憲法学会の通説である。⁽¹³⁾しかし、何をもって「合理的」と見るかについて、ジェンダー視点からの再点検が必要である。⁽¹⁴⁾

日本国憲法の施行に先立ち、一九四五年一二月一七日、衆議院議員選挙法が改正され、女性参政権が認められたのも、マッカーサーの幣原喜重郎首相に対する「人権確保の五大改革」命令によるものであった。一九四六年四月一〇日、戦後初の総選挙において、七九人の女性が立候補し、三九人（候補者の四九・四%）の女性議員が当選を果たした。女性がはじめて参加した選挙は、大選挙区連記制であり、選挙人が複数の候

補者に投票できる制度であった。まさに「選挙は、民主主義のお祭り」であり、堰を切ったように女性たちが政治の表舞台に登場した。⁽¹⁵⁾

選挙権を行使した側もまた、焼け跡で極度の困窮と闘いながらの一票の行使だった。この間の事情は、一冊の会（女性のNGO）が、一九九七年に行つた全国規模の聞き取り調査から明らかである。女性たちは、立ち会い演説会に参加したり、新聞やラジオを通じて候補者の政見を知り、自らの意思で投票をしている。アンケートに答えた女性のうち、政治活動に関心のあった者が四二%（調査対象三八八人）で、関心がなかったと答えた三三%を上回っている。あるいは、晴れ着を着て、あるいは、背に赤子を負ふって、晴れやかに選挙に臨んだ。ちなみにこの時の女性の投票率は、六六・九七%（男性、七八・五一%）であった。⁽¹⁶⁾

日本国憲法の制定に基づき、男女平等原則を適用するため、一九四八年一月一日、明治民法の親族編と相続編の全面改正が施行された。⁽¹⁾ 「家」の廃止、⁽²⁾ 家督相続の廃止、⁽³⁾ 妻の無能力の廃止、⁽⁴⁾ 夫婦の平等、⁽⁵⁾ 父母の平等、⁽⁶⁾ 配偶者相続権の承認、⁽⁷⁾ 諸子均分相続などが、主要な改正点である。なお、四七年五月三日の憲法施行から同年二月三日までは、日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律が制定されて、憲法との抵触が回避された。⁽¹⁷⁾ まさに、ゴードンの意図がここに活かされたのである。

第七回国連総会の採択した婦人の参政権に関する条約（一九五一年一二月二〇日）について、日本は一九五五年四月一日署名、六月三日国会承認、七月二三日に批准書寄託を果たしている。もちろん、憲法の制定、選挙法の改正により女性参政権を認めていたからではあるが、それでも、日本の国連加盟が、翌一九五六二月一八日であることを考へると、加盟以前に国連条約の批准を行つたのは特筆すべきことである。

- (8) 二〇〇〇年五月二日参議院憲法調査会における参考人ベアテ・シロタ・ゴードンの冒頭意見陳述。
- (9) 第九〇帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録二〇一一二〇二頁。
- (10) 林弘子「二一世紀と焼け跡の婦人参政権」一冊の会編「一九四六・四・一〇・初の婦人参政権行使と日本女性自立への出発」一冊の会、一九九九年、二一一二三頁より再引。
- (11) ベアテ・シロタ・ゴードン「一九四五年のクリスマス 日本国憲法に『男女平等』を書いた女性の自伝」柏書房、一九九五年参照。
- (12) ベアテ・シロタ・ゴードン「前掲書注(11)」一四七頁。
- (13) 佐藤幸治「憲法（第三版）」青林書院、一九九五年、四六九—四七三頁。
- (14) 植野妙実子「憲法の基本」学陽書房、二〇〇〇年、一一九一一二〇頁。
- (15) 初の衆議院議員の一人・山口シヅエの発言。岩尾光代「新しき明日の来るを信す」日本放送出版協会、一九九九年、一〇頁。なお、本書は、毎日新聞記者岩尾が、一九四六年の女性候補者へのインタビューを中心に、半世紀後にまとめた労作である。一冊の会の投票権を行使者した女性への聞き取り調査と

同年に刊行されたのも意義深い。

- (16) 一冊の会編「前掲書注(10)」一一二〇頁、市川房枝記念会「婦人参政四〇周年記念 婦人参政関係資料集」一九八六年、一二頁。なお、国政レベルの選挙で女性の投票率が男性を超えるのは、一九六八年の参議院議員選挙であり、以後一貫して女性の投票率の方が高い。
- (17) 今井雅子「家族法の変遷」国際女性の地位協会編「女性関連法データブック」有斐閣、一九九八年、一四七一—一四七頁。

四・女性差別撤廃条約国会承認審議における男女平等

しかし、一連の戦後改革による男女平等原則の導入は、決して日本社会に定着していったわけではない。労働省婦人局長を務めた赤松良子は、つぎのように述懐している。

「平等という言葉が大きな声でいえた時代は、まず戦争で日本が負けて大きな価値の転換があったときでした。……戦後すぐにできた憲法の中での民主主義、平和主義でした。民主主義の根幹が男女平等ですから、本当にみんなが大きな声で「男女平等」と言えたのです。ところがだんだん世の中が少しずつ後退というか陰りがでたというのか、役所の中でも「男女平等なんていうなよ、うるさい」という感じになつていったのです。私どもも仕事がしにくくなつていきました」。^[18]

かくして、再び日本で男女平等が国会で公然と論じられるのは、一九八五年第一〇二回国会において、五月二九日から六月二〇日まで行われた、女性差別撤廃条約の批准をめぐる論戦においてである。^[19]

衆議院外務委員会の審議において、安倍晋太郎外務大臣は、「本条約は、政治的、経済的、社会的その他のあらゆる分野における女子に対する差別を撤廃して、女子によるところの人権及び基本的自由の認識、享有及び行使を男女の平等を基礎として確保することを目的とした画期的な条約である。本条約を批准することはわが国における男女平等を促進するとともに、この問題に関するわが国の積極的な姿勢を対外的に明らかにする上で極めて有意義であると認識している」と述べている。^[20]

また、安倍外務大臣は、「日本が昔のような一つの殻に閉じこもっている時代では完全になくなつた、世界の中の国家としての相互依存関係を踏まえた努力と役割を果たしていく、そういうふうな時代に入ったという感じを強くもつていて。そういう意味では、女子差別撤廃条約を批

准するということは、まさに画期的なことであろう⁽²¹⁾、「さらに、「この条約を批准することは、これから時代、二一世紀にむかってのまさに男女差別のない、そして女性の基本的人権とか人間の尊厳とかいうものに対しての非常に大きな理想を掲げたわけだから、これからこの条約を批准した後にこの条約を守ることが日本の義務になるわけであり、この義務に従って、いろいろな問題をその方向に向かって努力して解決していく」ということがこれから大きな課題になってくるわけで、そういう意味ではまさに新しい時代の幕あけだといふこともいえないわけではないと思つてゐる⁽²²⁾」と述べ、条約批准によって男女平等に関する国際基準を受け入れることの認識を明確にしている。

条約の理念についても、安倍外務大臣は、「条約は相当画期的である。女子差別撤廃宣言との違いは、母性保護を除いて、一切平等だという観念に基づいていることである⁽²³⁾」と述べ、母性保護が出産にかかる保護に限定されていることについての理解については不明ではあるが、条約のスタンスそのものへのかなり正確な理解を示している。ところが、中曾根康弘内閣総理大臣は、「母性保護という面については女子の特性を認めるが、それ以外の点については男女無差別といふことを原則として、女子の基本的人権あるいは人道主義という面の精神に合致している条約である⁽²⁴⁾」と述べつゝも、土井たか子委員の「今までの固定観念を変えなければならないというのがこの条約の基本問題であるが」という問いに、「両性がそれぞれ持つていては男女無差別といふことが望ましい」と、相変わらず、前代の機能的平等論の立場で答えて、土井委員から、「ご答弁には、ちょっと不本意なところがある⁽²⁵⁾」と、条約の完全平等論との齟齬を指摘されている。

条約が、慣習・慣行における差別の修正・廃止（第二条f）を求めていたのに対し、折から小金井カントリー俱楽部の女性差別問題が発生した⁽²⁶⁾。これに対し、総理大臣が、「ゴルフとかトランプの仲間とかいうようなものは趣味の世界であり、男女差別というのもちょっと隔たりがある世界ではないか。ホビーの世界というものはそれほど目くじら立てる必要もないのではないか」と答え、土井委員から、「第一三條には、この条約では、『レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化活動に参加する権利』を女子に対して差別してはならない。『差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる』と書いてある。『締約国は』が主語だから、国に對して問うている。ホビーにしたって、レクリエーションにしたって、全部ここの中に入ってくるわけである⁽²⁷⁾」と、その認識の誤りを指摘している。

審議の過程で曖昧にされ、禍根を残した問題に、この条約の「漸進性」がある。安倍外務大臣が「条約そのものもまた締結の一つの条件として漸進性ということをうたっているわけだから」と述べ、江田五月委員の「漸進性はどういうことなのか」という質問に、齊藤邦彦政府委員（外務大臣官房審議官）が、「この条約自体も、男女平等の達成には相当長期的なプロセスが必要であるという規定がある。この点は、条約の審

議経緯等に照らし合わせても明らかである。したがって、条約批准時にこの条約の規定のすべてを一〇〇%満足していることが必要ということではなく、それぞれの締約国が自国の状況に応じて、この条約の目的を相当程度の実効性を持つて確保できる措置をとっていれば、この条約の批准時における義務を果したという意味において、漸進性が認められるということを説明している次第である」と答えていた。なお、齊藤委員は、「何がこの漸進性のもとで認められる適当な措置かということは、各締約国政府が具体的な状況の中で自主的に判断する次第だが、それの事情のもとにおいて最大限の努力をして、相当程度の実効性を持って条約を実施できるような措置をとらなければいけないというふうに考へる」²⁸と続けている。

ここで、「この条約自体も、男女平等の達成には相当長期的なプロセスが必要であるという規定がある」とか「この点は、条約の審議経緯等に照らし合わせても明らかである」と述べているが、その根拠は明示されていない。しかし、少なくとも、「漸進性」は、批准時における義務との関連で議論されていること、また、「各國は最大限の努力をして相当程度の実効性を持って条約を実施できるような措置をとらなければならない」と認識されていることには、留意する必要がある。

- (18) 赤松良子「女性二〇〇〇年会議から二一世紀へ」豊島区立男女平等推進センター、二〇〇一年、四頁。
- (19) 山下泰子「女性差別撤廃条約の国会承認審議」山下泰子「女性差別撤廃条約の研究」尚学社、一九九六年、三二三—三六三頁、山下泰子「女性差別撤廃条約の国会承認審議—参議院」法学新報、第一〇四卷二〇・一二号（一九九八年）、三一一七七頁。
- (20) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一六号八頁。
- (21) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一六号一七頁。
- (22) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一七号一五頁。
- (23) 第一〇二回国会衆議院外務委員会文教委員会連合審査会議録第一号一四頁。
- (24) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一七号一一二頁。
- (25) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一七号六頁・八頁。
- (26) 小金井カントリー俱乐部では、土・日・祝日は、女性のブレイを認めないと森山真弓外務政務次官が、女性なるが故に、外国の大使を招いた外務大臣主催のゴルフコンペへの参加を断られた。
- (27) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議事録第一七号一一四頁。
- (28) 第一〇二回国会衆議院外務委員会文教委員会連合審査会議録第一号一七頁。

五・女性差別撤廃条約締約国の差別撤廃義務

女性差別撤廃条約は、第二条で締約国の差別撤廃義務を規定している。第二条が、法上の平等のみならず事実上の平等をも射程において締約国に差別撤廃を義務づけていることに女性差別撤廃条約の大きな特徴がある。具体的には、第一条柱書き規定で、女性に対する差別を撤廃する政策を、すべての適当な手段により、遅滞なく追求することを約束し、a号で、男女平等原則の国内法への組み入れ、b号で、差別禁止立法その他の措置、c号で、女性に対する権利の保護の確保と公の救済、d号で、差別となる行為・慣行を差し控える公の当局の義務、f号で、差別となる既存の法律・規則・慣習・慣行の修正・廃止、g号で、差別となる刑罰規定の廃止を規定している。⁽²⁹⁾

本条は、女性差別撤廃条約の実体規定すべての前提をなすものであり、かつ、実体規定に直接具体化されていない権利をフォローする役割も担っている。このことについて、女性差別撤廃委員会は、その一般的勧告第一九・バラグラフ一〇において、「条約第二条および第三条は、条約第五条から第一六条に基づく特定の義務に加えて、あらゆる形態の差別を撤廃する包括的な義務を確立する」と述べている。⁽³⁰⁾

条約批准の際、日本政府が「漸進性」を主張した根拠は、第一条柱書の「追求する (pursue)」という語の解釈からきているのではないかと思われる。しかし、これには、「遅滞なく (without delay)」という限定句が添えられて、むしろ「即時性」が強調されていると読むのが当然であって、社会権規約第二条一項が、「権利の完全な実現を漸進的に達成する」と明示的に規定しているのとは、明らかに異なることを留意すべきである。

条約制定過程で、日本は、「女性に対する差別を撤廃する政策」ではなく、「女性に対する差別の撤廃を促進する政策」に変更するよう提案し、「即時性」を緩める提案をしたが、退けられた経緯がある。第一条審議過程の資料を紐解いても、「漸進性」についての合意を発見することはできない。むしろ、第二四条では、「締約国は、自國において、この条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する」と重ねて規定しており、その制定過程では、エジプト案、デンマーク案にあつた「漸進的 progressively」という表現が、女性の地位委員会作業部会で削除されたという経緯がある。⁽³²⁾

岩沢雄司も指摘している通り、「準備作業から、漸進的性格を立証できない」のである。⁽³³⁾ たしかに、条約の目的とする差別の撤廃が完全に実

現するまでには、時間がかかるであろう。しかし、「そこからただちに締約国の義務が漸進的でよいと結論するのでは、あまりにも理論が飛躍している」⁽³⁴⁾との阿部浩吉の指摘に、まったく同感である。締約国は、少なくとも、直ちに平等達成にむかって政策を開始する義務を、第二条によつて負っている。⁽³⁵⁾この点は、前章で引用したように、国会審議でも確認されていたとみてよいのではないであろうか。付言すれば、条約締約国の義務は、「条約の趣旨・目的を考慮に入れながら、各条項ごとに、使用される文言の通常の意味と解釈の補足的手段を通じて個々に確定されるべきものである」⁽³⁶⁾。

女性差別撤廃条約の規定の多くが、「すべての適当な措置をとる」（例えば、「一条e号・f号」としていることについて、金城清子は、「平等達成のための國の責任の強調」であつて「平等権の社会権的保障」であると位置付ける。そして、「条約において、事實上の男女平等を実現するためには締約国に義務づけられたものは、暫定的特別措置を含めて、締約国が適当とする措置をとればよいわけで、施策の内容を具体的に規定して、締約国に義務づけたものではない」とする。義務づけではない根拠として、「条約の実施措置としては、報告制度をもうけているにすぎない」ことをあげている。⁽³⁷⁾住友電工の男女差別に関する国家賠償請求訴訟でも、被告である国は、女子差別撤廃条約には定期報告制度しかないことをあげ、条約の拘束性に疑義を示している。⁽³⁸⁾

しかし、この見解には、いくつかの問題がありうる。まず、規定が締約国への義務づけを行つてゐるか否かと、その条約の実施措置がいかなるものかは、問題の次元が違う。また、個人通報制度や調査制度を内容とする選択議定書が発効したいま、実施措置の点からも、条約の拘束性に疑問の余地はない。このような見解は、第二条の日本語訳の「適当な」ということばに依拠する、いわば語感からくる解釈のように思われる。もともと同条の「appropriate」ということばは、条約制定過程から見ても、「やつてもやらなくともよいが、まあやつた方がよい」という、日本語の「適当な」という意味ではなく、まさに「適切な」という訳語を与えるべきことばであった。⁽³⁹⁾さらに進んで、この第二条の「すべての適当な」という表現は、國の積極的な行為をうながす規定であつて、「平等達成のための國の責任の強調」である。したがつて、単に「権利を保障する」「権利を確保する」といった規定より、一歩進んで國に措置をとることを義務づけていると解するのが妥当である。

条約は、第二条柱書きで、「あらゆる形態の差別」の撤廃を対象にしており、社会権規約の「この規約において認められる権利」の実現を保障しているのとは、一線を画している。むしろ、女性差別撤廃条約の規定は、人種差別撤廃条約と同一の性格を有するものである。したがつて、理論的には、条約上に規定のない権利も含みうる可能性をもつてゐる。

他方、女性差別撤廃条約は、「女子に対する差別 (discrimination against women)」の撤廃が目的であり、「性差別一般の撤廃」を目指すものではない。制定過程で、アメリカが再三「性差別一般の撤廃」を規定するよう主張したが、結局入れられなかつた。この点からみても、条約は女性の保障のみを意図する片面的なものであるといわなければならない。

第二条a号について、制定過程の議論に、平等原則を国内法体系でどのように保障するかは、各国に委ねられているのであって、条約上で指示すべきではないという意見がデンマークによって主張された。⁽⁴¹⁾しかし、条文は、「男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合には」ないしは、「男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること」という規定になつており、各国にフリーハンドを認めたとは言い難い。

女性差別撤廃条約は、締約国の「留保」に悩まされている。締約国の義務を規定する第二条の留保は、どのようなものであれ、認められない。それは、「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない」という条約二八条二項に反している。一九九八年現在、二条に対する留保には、バングラデイシュ、エジプト、イラク、リビア、マレーシアによるシャリーア【宗教法】を理由とするもの、アルジェリアによる家族法の適用を優先するもの、レソトの王位継承に関するもの、シンガポールの少数派の宗教法の尊重を理由とするもの、ニュージーランドのクック諸島の相続慣習に関するもの、バハマの理由を明記しないもの、が存在する。⁽⁴²⁾

(29) 山下泰子「締約国の差別撤廃義務」[前掲書注(19)]一八三一一七頁参照。

(30) 女性差別撤廃委員会は、条約二条の規定により、締約国から得た報告および情報の検討に基づく一般的な性格を有する勧告を行うことができる。委員会では、一九八七年以來、二〇〇一年までに二四の一般的勧告を探査した。そのうちには第一九「女性に対する暴力」、第二一「婚姻と家族関係」、第二三「第七条政治的公的生活」、第二四「第二二条」があり、それぞれ適用条文の詳細な解説が行われている。委員会の第一四会期（二〇〇一年一月・二月）から、第四条一項「暫定的特別措置」についての一般的勧告づくりが開始されている。

(31) 第一〇二回国会衆議院外務委員会議録（一九八五年五月三二日）第一七号四頁、同衆議院外務委員会文教委員会連合審査会議録第一号一七頁。

(32) 山下威士「第二四条 条約上の権利の完全実現の約束」国際女性の地位協会編『女性差別撤廃条約注解』尚学社、一九九二年、三三〇頁。

(33) Yui Iwasawa, *International Law, Human Rights Law and Japanese Law*, Clarendon Press Oxford, 1998, p. 44.

(34) 阿部浩己「住友電工性差別事件鑑定意見書」二〇〇一年六月二二日。

(35) 赤松良子は、条約上の権利の実現を三段階に分類する。第一段階は、明白に差別的な法制度の廃止であり、これは直ちに実現をはからなければならない。第二段階は、一見女性を優遇しているかに見えるこれまで認められてきた制度や慣行で、これは漸進的に見直す必要がある。第三段階は、現実の社会における事実上の平等達成であり、これには、長い時間を要する、としており、批准の際の議論で「条約の漸進性」ということがいわれたのは、第二段階につ

いてであると述べている（赤松良子「女子差別撤廃条約の意義」国際女性の地位協会編『前掲書注(32)』六一七頁）。

- (36) 阿部浩二「前掲鑑定意見書注(34)」。
- (37) 金城清子「法女性学」日本評論社、一九九一年、七七、八二頁。
- (38) 大阪地判平成二二年七月三一日労働判例七九二号四八頁、寺澤勝子「私の視点・女性差別撤廃【個人通報制】早く批准を」朝日新聞、一〇〇一年一月一三日。
- (39) 山下泰子「第一条 締約国の差別撤廃義務」国際女性の地位協会編『前掲書注(32)』六三頁、山下威士「第二四条」『前掲書注(32)』三三三頁。
- (40) 広瀬和子「第一条 女性差別の定義」国際女性の地位協会編『前掲書注(32)』四二頁以下。
- (41) E/CN.6/608, para. 38.
- (42) E/CN.6/608, para. 36, 2000/2.

六、男女共同参画社会基本法の男女共同参画と男女平等

女性差別撤廃条約第二条a号は、「男女平等原則の憲法その他の法令への組み入れと男女平等原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段によって確保する」とを、b号は、「女性に対するすべての差別を禁止する適当な法律その他の措置をとる」とを締約国に求めている。日本では、労働分野で、男女雇用機会均等法が制定された外は、女性差別撤廃条約の求める男女平等原則の実現を図り、女性差別を禁止するための法律は存在しなかった。また、男女雇用機会均等法も、単に雇用の機会の均等を求めたものであって、結果の平等まで求める女性差別撤廃条約に充分合致するとはいえない。

一九九九年六月二三日、条約批准後一四年目に制定された男女共同参画社会基本法もまた、必ずしも、女性差別撤廃条約の求める包括的一般的な男女平等法といえるか疑問である。⁽⁴⁴⁾しかし、そうではあるにしても、二十一世紀を目前にして、男女共同参画社会基本法が制定されたことの意義は限りなく大きい。それが、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会の最重要課題としていることとも相まって、女性差別撤廃条約の basic 理念の完全平等論の立場に立って、男女の関わり方を根本から変革することを目指しており、まさに生活革命に繋がる可能性をもっている。したがって、女性差別撤廃条約の目指す男女平等の実現を図るよう、基本法が積極的に活用されるべきである。基本法は、抽象的な文言も多く、その解釈の基準として女性差別撤廃条約を活かす必要がある。

女性差別撤廃条約と基本法との関わりについての詳細な検討はひとまず置くとして、ここでは、男女平等と男女共同参画の関係に絞って検討する。

そもそも「男女共同参画」とは、何か。何故、男女平等基本法ではなく、男女共同参画社会基本法なのか。鹿嶋敬は、「ひとえにわが国の、平等という言葉に対するアレルギーの成せる業」⁽⁴⁵⁾と指摘する。赤松良子が、述べたように、⁽⁴⁶⁾わが国では、戦後の短い期間を除いて、「男女平等」ということばを使うことに不快感をもたれる傾向が強かつた。そこで、「男女平等」は、法律の中から注意深く除かれ、「男女雇用機会均等法」では、新たに「均等」ということばが使われ、「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画」が使われることになったという経緯がある。「男女共同参画」ということばは、一九九〇年代の初頭、北九州市で行動計画を策定したときに、市民から提起されたものだという。その内容は、できあがった計画に男女がともに「参加」していくのではなく、「企画段階から「男女が」一緒にやっていくという意味」⁽⁴⁷⁾である。国は、一九九一年の「新国内行動計画（第一次改定）」の副題を「男女共同参画型社会の形成を目指す」とし、「参加」の英訳は participation であり、「参画」は active and joint participation であって、より積極的な参加を意味するものであると説明した。「男女共同参画」は、その字義通りの使い方からすれば、男女平等を進める方法の在り方を意味しており、内容を示しているわけではない。また、男女共同参画社会基本法、男女共同参画会議、男女共同参画局などの英訳では、「男女共同参画」は、gender equality としており、「共同参画」の直接の訳語は見あたらない。

「男女平等」と「男女共同参画」では、本来ことばのもの領域が異なるのであって、肝心なのは、その二つの関係ということになる。その理解のためには、一九九八年の男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について——男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり——」が参考になる。答申は、「(一)の法律の名称を男女共同参画社会基本法とすることが適当である」とし、その理由として、「男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに男女が、各人の個性に基づいて能力を充分に發揮できる機会を保障することをも重要な基本理念としていること、また、男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画がきわめて重要であり、この点を強調する必要がある」と述べている。すなわち、男女平等の実現は、男女共同参画社会の前提であること、男女平等の実現のために男女共同参画が必要とされていることである。われわれは、女性差別撤廃条約の理念に基づいた真の男女平等の実現を、男女共同参画社会の形成の目的として推進することを、基本法に読み込むことができる。また、基本法によって、男女平等の実現を図るために、条約第四条のいう暫定的特別措置を活用し、男女が共同して参画する機会を確保されることも規定された。

男女共同参画審議会基本法検討小委員会委員長として答申の策定にあたった古橋源六郎は、「男女共同参画社会は、個人の個性、能力が十分に發揮されない質的に低い水準での男女平等の実現では満足しない。それは個人の個性、能力が充分に發揮される質的に高い水準での男女平等を目指し、男女が協力して推進しなければならない動態的な概念である。憲法第一四条の男女平等の実現のみならず、憲法一三条の個人の尊厳の実現を目指している」とし、男女共同参画の形成は、「個人の尊重を重視し、新たな価値の創造を目指す」ものであると述べている。⁽⁴⁸⁾ この考え方からすると、基本法の目指す男女共同参画の概念は、あきらかに女性差別撤廃条約のいう片面的な女性差別の撤廃より広い。もつとも、女性差別撤廃条約は第二三条で、「この条約のいかなる規定も、……男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない」と規定しており、基本法がより広く男女平等を保障することに何らの問題は生じない。

古橋のいう新たな価値とは、何か。この点について、浅倉むつ子のつぎの指摘は示唆的である。⁽⁴⁹⁾ 浅倉は、男女共同参画の必要性は、従来各種の意思決定が、男性中心に行われてきたことに対する反省から出てくるものであり、男性とは異なる経験をしてきた女性の意思が加わることによって、社会に新しい価値が生み出されることが期待されるからだとする。そして、女性の意思決定への参加が必要な根拠は、男女の経験の相違にあり、それは、男性の多くが「支払われる労働（ペイドワーク）」に従事してきたのに対して、女性は「支払われる労働」と同時に「支払われない労働（アンペイドワーク）」の圧倒的な部分（九〇%）を担っており、それゆえに職業生活と家庭生活の両立を必要とする経験は、もっぱら女性の経験だったからである。そのような男女共同参画による新しい意思決定を通じて実現されるべき新しい価値は、職業生活と家庭生活の両立を当然とする社会の実現である、という。

男女共同参画社会基本法の求める新たな価値とは、まさに「男女とも、働いて生きる」社会であり、男女が「支払われる労働」と「支払われない労働」とともに担う社会の実現であることができる。それには、二〇〇一年の第八九回ILLO総会が地球規模の課題としてかかげた「ディーセント・ワーク」⁽⁵⁰⁾、すなわち男女とも「安心して働くことのできる仕事」が志向される。また、オランダ・モデルに象徴される「ワーカ・シエアリング」⁽⁵¹⁾の方法論の日本社会への導入が必須である。

(43) 一九八五年に勤労婦人福祉法（一九四四年）の改正法として成立、一九九七年改正。

(44) 武田万里子「自治体のDV施策の展開」戒能民江編『ドメスティック・バイオレンス防止法』尚学社、二〇〇一年、二七二頁。

(45) 鹿嶋敬「男女共同参画社会とは——男と女をキーワードとした生活革命」月刊市政、二〇〇二年一月号、四〇頁。

- (46) 赤松良子「前掲書注(18)」四頁。
- (47) 名取はにわ「北京会議から女性二〇〇〇年会議へ——男女共同参画社会基本法を中心にして」豊島区立男女平等推進センター、二〇〇〇年、五一七頁。
- (48) 古橋源六郎「男女共同参画社会基本法制定上の経緯と主な論点」大沢真理編「前掲書注(3)」九二頁。
- (49) 浅倉むつ子「男女共同参画社会基本法と条例——労働法へのインプリケーション」労働法律旬報一四八七号、二〇〇〇年九月上旬、一六頁。
- (50) 国際労働機関（ILO）東京事務局「事務局長報告 ディーセント・ワークの達成に向けて・地球的な課題」二〇〇一年参照。
- (51) 内閣府編「平成二三年度男女共同参画白書」二〇〇一年、三〇頁。

七・女性政策とNGO

NGOについて最初に規定したのは、国際連合憲章七一条であるが、その後の展開の中で、国連活動におけるNGOの重要性は、急激に高まっている。女性政策の面でも、二〇世紀に国連が主催した四回の世界女性会議が、女性NGOを育てたといつても過言ではない。また、女性差別撤廃条約第七条c号は、NGOへの参加の平等を定め、「自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利」を男女平等の条件で保障しているし、男女共同参画社会基本法も、第五条で、「民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として」男女共同参画社会の形成がなされなければならないと規定している。いまや、NGOへの参加、また、NGOにおける男女共同参画、NGOによる政策提言は、自明のこととして条約や法律に規定される時代になっている。

ここでは、女性NGOの中から国連や女性差別撤廃条約との関連で、活動を続いているNGO三例を、いわばケーススタディとして取り上げ、それらが女性政策に与えた影響の一端を検証したい。⁵²⁾

1. 国連総会への女性NGO代表の推薦と国連NGO国内婦人委員会⁵³⁾

女性NGOの国連への関与は、日本の加盟（一九五六年一二月一八日）と同時にはじまる。加盟の決定を控えた一二月六日、参議院議員市川房枝と国連経済社会理事会の協議資格をもつNGO五団体（日本キリスト教女子青年会、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本キリスト教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部）の代表は、「国連代表団に女性を加えるように」という要望書を重光葵外務大臣に提出した。こ

のときの五団体に、日本女性法律家協会と日本汎太平洋東南アジア婦人協会を加えた七団体が、一九五七年八月一日に結成したのが、「国連NGO国内婦人委員会」である。一九七二年以降、これに日本看護協会、日本B.P.W連合会、日本女医会の三団体と国連で活躍した個人会員を加えて、会員を構成している。

同委員会の最大の貢献は、毎年、国連総会に参加する女性NGO代表を外務省に推薦していることである。例年、帰国報告会も開催する。日本の国連活動への貢献と同時に日本女性に対する国連への「窓」としての役割も大きい。また、すばらしい人材を推進した実績があり、その人々の帰国後の国内外での活躍も日本社会に直接間接の影響を与えている。

一九五七年以降国連総会代表団に参加した女性NGO代表は、次のとおりである。

藤田たき（一九五七、五八、五九年）、久米 愛（一九五八、五九、六〇、六三、六四、六六、六七、六九年）、石橋宮子（一九五八年）、久保田きぬ子（一九六一、六二、六五年）、緒方貞子（一九六八、七〇、七五年）、佐野智恵（一九七一、七二年）、渡辺華子（一九七三、七四年）、佐藤欣子（一九七六、七七年）、高橋展子（一九七八年）、中村道子（一九七九、八〇年）、小島蓉子（一九八一年）、山崎倫子（一九八一、八三、八四年）、伊東すみ子（一九八五、八六、八七年）、野瀬久美子（一九八八、八九年）、江尻美穂子（一九九〇、九一年）、青木怜子（一九九一、九三年）、目黒依子（一九九四、九五年）、杉森長子（一九九六、九七年）、西立野園子（一九九八、九九年）、柳川恒子（二〇〇〇、〇一年）⁵⁴。

2. 女性差別撤廃条約の署名・批准と国際婦人年連絡会⁵⁵

一九七九年一二月一八日、第三回国連総会で女性差別撤廃条約が採択されたとき、国連公使として賛成投票をした赤松良子は「ああ、でも日本は批准できるのだろうか?と思わずにはいられ（なかつた）」⁵⁶という。しかし、現実には、赤松の予想をはるかに超えて、日本は、一九八〇年七月一七日には、これに署名をし、一九八五年六月二十四日の国会承認を経て翌六月二十五日には、国連への批准書寄託を終えた。

その背景には、国連の取り組みに触発された日本の女性NGOの活動があった。国連は、一九七五年を国際女性年、一九七六年から八五年までを国連女性の一〇年として世界中でさまざまなキャンペーンを開催した。中でも、一〇世紀の間に四回の世界女性会議を開催し、政府間会議と並行してNGOフォーラムを開催したことの功績は計り知れない。⁵⁷

一九七五年六月一九日から七月一日まで、メキシコシティで開催された国際女性年世界会議（第一回世界女性会議）⁽⁵⁸⁾に、藤田たき婦人少年問題審議会会长を首席代表とする一五名の政府代表团と一〇名の超党派国会議員からなる顧問団が参加したところから、日本における女性政策への取り組みが本格的に開始されたといっても過言ではない。同年九月二三日、総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）の設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」を閣議口頭了解により開設することとし、総理府婦人問題担当室が業務を開始している。⁽⁵⁹⁾市川房枝は、メキシコ会議への日本女性の参加者が二〇〇人を超えたと述べると同時に、国際会議での活躍が充分でなかった点を指摘している。⁽⁶⁰⁾

市川の強力なリーダーシップの下、一九七四年一二月、「国連NGO国内婦人委員会」の呼びかけで、全国組織の女性団体三〇が集まつた。それが翌一九七五年には四一団体となつて、一九七五年一月二三日、「国際婦人年日本大会」を開催した。参加者数二三〇〇人とされる。ここでの決議や要求は、内閣総理大臣、外務大臣、労働大臣、文部大臣などに手渡された。ここに集まつた団体は、さらに「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（略称「国際婦人年連絡会」）として強力な活動を続けることになる。一般女性団体、職能女性団体、宗教に基づく女性団体、女性会員の多い団体、労組女性部門、政党女性局、教育調査研究団体まで、保守革新を問わずあらゆるジャンルが包括された二六〇〇万人の会員数を誇る全国組織の団体の影響力は極めて大きい。

第二回世界女性会議は、一九八〇年七月一四日から三〇日まで、コペンハーゲンで開催され、会期中に前年一二月に採択された女性差別撤廃条約の署名式が開催されることになった。連絡会は、一九八〇年には、五月一〇日、「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の署名式参加についての要望」（伊東正義臨時首相代武郎外務大臣宛）、六月一六日、「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の署名式に日本政府の参加についての要望」（大来佐理・大来佐武郎外務大臣・小渕恵三総務庁長官・賀陽治憲外務省国際連合局長宛）を提出し⁽⁶¹⁾、他方、六月一九日には、婦人問題企画推進会議も、国連婦人の一〇年中間年世界会議の際の女子差別撤廃条約の署名式において、我が国も署名を行うようとの要望書を内閣総理大臣に提出した。⁽⁶²⁾このあたりのNGOと有識者の連携は見事であった。大平内閣が倒れ、衆参同日選挙の中、首相の急逝もあり、混乱を極めた状況の中で、女性差別撤廃条約の署名は持ち回り閣議によって承認され、世界会議開会の翌日、署名式参加の公電がコペンハーゲンに到着した。かくして、一七日の署名式で、日本初の女性大使高橋展子（第二回世界女性会議日本首席代表）が、日本政府を代表して女性差別撤廃条約に署名を果たすことができた。赤松良子は、「この世界会議で恥をかきたくないという気持、署名をせまる婦人団体の統一要求、それと呼応する婦人問題企画推進会議の要望が政府を動かした」と分析した。この間の条約署名に向けての市川房枝の活躍はめざましく、翌一九八一年二月一一日に逝去し⁽⁶³⁾

た市川の棺には女性差別撤廃条約のコピーが入れられた。⁽⁶⁴⁾

つぎの課題は、女性差別撤廃条約の批准であった。連絡会は、一九八〇年一月に「国連婦人の十年中間年日本大会」を開催し、女性差別撤廃条約批准への取り組みを強める決意を固めるとともに早期批准の請願署名を集めた。大会の決議は、翌一九八一年一月二〇日付けで、「婦人差別撤廃条約の早期批准のための請願紹介議員のお願い」という形で、衆・参両院議員に送られた。さらに、一九八一年四月二〇日には、女性差別撤廃条約の早期批准を含む「衆・参両院における婦人問題集中審議開催の要望」(国連婦人の一〇年推進議員連盟代表宛)、一九八四年三月二五日には、「婦人差別撤廃条約批准促進に関する決議」の提出について(中西一郎総理府総務長官宛)を提出している。これは、同年二月一八日の婦人差別撤廃条約批准促進集会の決議である。その内容は、単に条約批准を求めるばかりでなく、雇用平等法の制定、教育における男女機会均等、社会保障の見直しを含む実質的な平等の実現を要請するものであった。また、個別に、国籍法改正に関する意見書、税制改革に関する要望、家庭科の男女共修についての要望を繰り返し行っている。

そうした成果が、一九八五年五月一七日の男女雇用機会均等法の成立になり、同年六月二四日の衆議院における女性差別撤廃条約承認決議となつたのである。まさに女性たちは、自らの努力によって女性の権利章典を手にすることができる。労働省婦人局長として均等法の制定に携わった赤松良子は、「日本の女性のエネルギーは、山を動かし続け、本当に一九八五年には〔条約の〕批准ができたのです。この年、五月に「男女雇用機会均等法」が成立、六月に条約批准が国会で承認されました。七月、ケニアのナイロビで開かれた国連婦人の十年の掉尾をかざる世界会議で、日本の森山(真弓)首席代表は、「山の動く日来る」との演説ができました」と述懐している。⁽⁶⁵⁾

3. 女性差別撤廃条約の研究・普及と国際女性の地位協会⁽⁶⁶⁾

国際女性の地位協会は、一九八七年九月二〇日、女性差別撤廃条約の研究・普及を目的に設立された。研究者、弁護士、公務員、会社員、議員、主婦、学生などさまざまな人々によって構成されている。一九九八年には、国連経済社会理事会の協議資格を取得し、国連活動に着目した活動を進めている。

主な活動としては、シンポジウムの開催、女性差別撤廃委員会への傍聴者派遣、赤松良子賞(女性差別撤廃条約に関して貢献のあった内外人の表彰)の授与、アメリカのNGO・International Women's Rights Action Watch(IWRW)との連携、年報『国際女性』の発行(既刊一

五号)、女性差別撤廃条約に関する研究書・普及書の刊行、出前講座「やさしく学ぼう女性差別撤廃条約」の実施等がある。

これまでに協会が、政府や国連に提出した意見書、要望書には、つぎのようなものがある。

一九八八年・意見書「婚姻及び親子関係に関する法例の改正要綱試案」について（宛先：法務省民事局参事官室）

一九九二年・意見書「日本政府第二次レポートについての見解」（宛先：総理府婦人問題担当室、外務省国際連合局社会協力課、国連女性差別撤廃委員会（英文）、I W R A W （英文））

一九九五年・要望書「第四回世界女性会議が、行動綱領に、女子差別撤廃条約の個人通報制度を導入する条項を盛り込むことについて」（宛先：女性差別撤廃委員会議長（英文）、小和田恒国連大使、第四回世界女性会議日本政府代表団）

意見書「女性差別撤廃条約への個人通報制度を導入する選択議定書策定のためのアピール」（宛先：Butros Butros-Ghali 国連事務総長（英文））

一九九六年・要望書「女性差別撤廃条約への個人通報に関する選択議定書の導入について」（宛先：池田行彦外務大臣、長尾立子法務大臣）、

意見書「女性差別撤廃条約への個人通報制度を導入する選択議定書策定を促進するアピール」（宛先：Angela E. King 国連女性の地位向上部長）。

また協会は、毎年、国連の女性政策に直接関わる女性差別撤廃委員会、総会第三委員会、女性の地位委員会に出席した代表を招いてシンポジウムを開催している。

国際女性の地位協会年報「国際女性」では、女性差別撤廃委員会の毎年の活動概要、日本の女性差別撤廃条約の実施状況報告書全文を掲載しており、そのときどきの重要な課題の特集を組んでいる。

協会の刊行物としては、「世界から日本へのメッセージ」（尚学社、一九八九年）、「女子差別撤廃条約—国際化の中の女性の地位」（三省堂、一九九〇年）、「女の力はどう変わる?」（岩波ブックレット、一九九〇年）、「女子差別撤廃条約注解」（尚学社、一九九一年）、「女性差別撤廃条約の報告制度と日本政府レポート」（尚学社、一九九四年）、「*Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*」（Syogakusha, 1995）、「やさしく学ぼう女性差別撤廃条約」（尚学社、一九九七年）、「国際連合と女性の地位向上」（翻訳）（国連広報センター、一九九八年）、「女性関連法データブック」（有斐閣、一九九八年）、「女性の権利 ハンドブック女性差別撤廃条約」（岩波

ジュニア新書、一九九九年)、「やさしく学ぼう女性の権利・女性差別撤廃条約と選択議定書」(尚学社、二〇〇一年)、「女性関連法・資料ガイド」(三省堂新六法二〇〇二年版・別冊付録)があり、これらの他にも、会員の研究書、共著など数多くの研究を世に送り出している。

これらの著作のうち、「世界から日本へのメッセージ」、「女の力はどう変わる?」は、シンポジウムの成果である。「やさしく学ぼう女性差別撤廃条約」と「やさしく学ぼう女性の権利・女性差別撤廃条約と選択議定書」は、条約を普及するためのテキストであり、これらを利用して全国各地で出前講座を開催している。その他は、まさに協会会員の相互の共同研究の成果である。とりわけ、「女子差別撤廃条約注解」とその英訳は、女性差別撤廃条約の唯一のコンメンタールとして、女性差別撤廃委員会委員にも利用されている。

協会は、日本政府の女性差別撤廃条約履行状況に関する国連女性差別撤廃委員会での審議に多大な関心をもっている。一九九八年の第一回審議を、会員の山下泰子、大脇雅子、浅倉むつ子が傍聴し、「女子差別撤廃条約—国際化の中の女性の地位」は、その報告を主題にしている。一九九四年の第二回審議は、二五名の会員が傍聴し、「女性差別撤廃条約の報告制度と日本政府レポート」には、第二次レポートの分析と傍聴の報告が含まれている。

一九九一・〇二年度、協会は、日本学術振興会科学研究費補助金の交付を受けて、「フェミニズム国際法学の構築——女性差別撤廃条約選択議定書の研究——」(研究代表：山下泰子)を、二九名の研究者の共同研究として進行中である。その中では、Charlesworth, Christine Chinkin, *The boundaries of international law: A feminist analysis* (Manchester University Press, 2000) の翻訳(監修：阿部浩⁽⁵²⁾)にも取り組んでいる。⁽⁵³⁾この成果は、出版するだけではなく、国立女性教育会館の女性学・ジェンダー研究フォーラムなどを通じて発表の予定である。

こうした地道な研究を続け、普及活動にも携わるNGOは、グローバリゼイションの進む今日、男女共同参画社会の形成に向けて今後もますます必要な存在になるであろう。

- (52) 山下泰子「女性とNGO」馬橋憲男・齊藤千宏編『ハンドブックNGO』明石書店、一九九八年、八七一〇八頁、市川房枝記念会「全国組織 女性団体名簿 一九九八年版」一九九八年。
- (53) 山下泰子「国連NGO国内婦人委員会—国連女性関係NGO」馬橋憲男・齊藤千宏編『前掲書注(52)』九四一九五頁、市川房枝記念会「前掲書注(57)」一頁。
- (54) 市川房枝記念会「前掲書注(52)」六一頁に加筆。
- (55) 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会編『連帯と行動——国際婦人年連絡会の記録——』一九九九年、山下泰子「国際婦人年連絡会」馬橋

憲男・齊藤千宏編「前掲書注(52)」九六一九七頁。

(56) 赤松良子「はじめに」国際女性の地位協会編『世界から日本へのメッセージ—女子差別撤廃条約と日本女性の現状』尚学社、一九八九年、一頁。

(57) 山下泰子「女性差別の撤廃と世界女性会議」前掲書注(19)四四三一五〇二頁。

(58) E/CONF. 66/34. United Nations, *Report of the World Conference of the International Women's Year, Mexico City, 19 June-2 July 1975*, 1976.

(59) 総理府「国際婦人年・前掲書注(5)」一八五頁。

(60) 市川房枝「メキシコ会議と日本」月刊「婦人展望」一九七五年八月号。

(61) 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会編『前掲書注(55)』一二二六一一二二八頁。

(62) 総理府「国際婦人年・前掲書注(5)」二頁。

(63) 赤松良子「前掲論文注(56)」二頁。

(64) 藤田たき「続わが道 こころの出会い」ドメス出版、一九八八年、一九七頁。

(65) 赤松良子「前掲論文注(56)」二頁。

(66) 国際女性の地位協会「国際女性の地位協会一〇年のあゆみ」国際女性の地位協会刊、一九九七年参考。会長：赤松良子、事務局：〒三五六一八五二三
埼玉県入間郡大井町亀久保一九六文京女子大学山下泰子研究室。

(67) 山下泰子「前掲論文注(4)」参照。

八. わりに——二世紀日本の女性政策・NGOの参画と地方分権の進捗——

二世紀を迎え、わが国の政策の形成過程に、これまでとは異なった顕著な変化が生じている。その一つは、民から官への影響力の増大、すなわち、NGOの政策決定過程への参入である。もう一つは、地方分権による行政の地域化の確実な進捗である。これらは、いま二つながら、女性政策を中心として進展し、生活革命を起こしつつあるといつても過言ではない。つまり、かつては、官から民へのトップダウンの流れが一般的であつたり、国連から加盟国、さらに国から地方へという展開が通常のパターンであつた政策の遂行が、女性NGOが力を付けたことによって、ギアエンジンが行われ、流れを逆転させはじめたといえる。

日本の女性NGO活性化の原点は、国連による国際女性年、国連女性の一〇年の設定であり、二〇世紀最後の四半世紀に行われた四つの世界女性会議であった。とりわけ、一九七五年一一月二二日、国際女性年世界会議に触発されて、民間の全国組織の四一団体が「国際婦人年日本大

会」（実行委員長・市川房枝）を開催し、さらに「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（国際婦人年連絡会）」として、以後今まで、活動を続いていることは特筆すべきである。パワーフルな活動を次世代にどう繋げるかが課題であろう。

世界女性会議への日本からの参加者は、概算で、第一回世界女性会議（一九七五年・メキシコ）に二〇〇人、第二回世界女性会議（一九八〇年・コペンハーゲン）に三〇〇人、第三回世界女性会議（一九八五年・ナイロビ）に七〇〇人、第四回世界女性会議（一九九五年・北京）には、五〇〇〇人から六〇〇〇人といわれている。そうした中には、各地方自治体からの女性NGOフォーラムへの派遣事業もあり、北京会議には、三八都道府県・一一政令指定都市が派遣している。富山県のように、婦人会一六八名、女性団体連絡協議会四五名、合計二二三名の派遣を行った自治体もある。⁽⁶⁸⁾

中でも、北京で開催された第四回世界女性会議の日本女性へのインパクトは、計り知れない。参加の態様としても、第三回世界女性会議のナイロビではワークショップを開催した日本のNGOは数えるほどしかなかったが、北京では、参加したほとんどのNGOが自らのワークショップを開催した。国際的な交流にも自信を深めた日本のNGOは、北京から帰るとそれぞれの地域での活動を以前にも増して活発化していく。⁽⁶⁹⁾

北京会議から生まれたNGOに、北京JACがある。北京会議の後半、連日外務省とのミーティングを行った国連の協議資格をもつNGO・国会議員・ジャーナリストたちが、帰国後直ちに国や地方自治体への政策提言を目的にして結成したものである。現在では、このNGOは、北海道から沖縄まで各地域にコーナーをもつと同時に、国会議員コーナーをもっている。毎年、全国シンポジウムを開催し、その結果を省庁交渉に活かしている。北京JACの何よりの強みは、各地域にネットワークをもっていること、国会議員のメンバーをもっていることである。

古橋源六郎も、「この頃【北京会議頃】から我が国でも男女の固定的な役割分担意識やそれに基づいた制度・慣行等を見直し、法令上の男女平等にとどまらず、事実上の男女平等を目指す男女共同参画社会の実現を目指す運動が大きなうねりとして盛り上がってきた」と述べており、それが、男女共同参画社会基本法策定の原動力になったと評価している。⁽⁷⁰⁾

総理府男女共同参画室は、男女共同参画社会基本法の論点整理や女性差別撤廃条約の実施状況に関する政府レポートの策定などの際に、パブリックコメントを求めるようになり、地方自治体の女性政策担当も、その手法を導入している。いずれの場合も驚くほどの数の質の高いコメントが寄せられる。こうして、NGOも個人も、女性政策への提言をし、それによって現在直面している状況を開拓しようとしている。そしていま、NGOの関心は、基本法制定以降、地方公共団体の男女共同参画推進条例づくりへ向かっている。

一九九九年七月、地方分権一括法が成立し、地方自治法が改正された。それによって、従来の機関委任事務が廃止され、各地方公共団体と国とは、対等な協力関係となり、公共団体の条例制定権が強化された。一方、男女共同参画社会基本法は、第九条で、地方公共団体の責務を規定し、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定した。そこで、各地方公共団体の男女共同参画推進条例制定への気運が高まっている。

基本法制定以前から条例づくりに取り組んでいた埼玉県（二〇〇〇年三月「四日公布」）を先駆けとして、二〇〇二年一月までに二〇の都道府県が既に条例制定を終えている。また、二〇〇二年二月現在で、二七の市町村もそれぞれの条例を制定した。^{〔7〕} それには、各地のNGOのネットワークの力が大きい。北京JACは、一九九六年に基本法を検討する分科会を立ち上げて以来、全国的なネットワークを通じて情報交換を行っている。市民案を提言したグループ、北京JAC会員の地方議会議員が中心になった条例、地方議会議員と市民が一緒に条例案づくりに取り組んでいるグループ、行政と市民が条例案づくりに取り組んでいる地域、審議会や検討委員会の委員として条例づくりに携わっている人々など、さまざまな形で、各地の男女共同参画推進条例づくりに係わっているのを身近に見ていると、二一世紀の男女共同参画の主役が育ちつつあることが実感できる。二一世紀は、男女共同参画社会の形成にむけて、地域でNGOが政策の担い手として実力を發揮すると確信する。

- 〔68〕 総理府「国際婦人年・前掲書注（5）」二〇一二一〇六頁。山下泰子「女性差別の撤廃と世界女性会議」前掲書注（19）四四三一五〇三頁参考。
- 〔69〕 北京JAC・一九九五年九月発足。事務局：一一三一〇〇三三 東京都文京区本郷一ー三三一九 コージュ後楽園廣本ビル八〇二（代表：山下泰子）
- 〔70〕 古橋源六郎「前掲論文注（48）」八五一八六頁。
- 〔71〕 筆者も、埼玉県男女共同参画推進条例検討委員会委員長、熊本県男女共同参画推進条例検討委員を務めた。山下泰子・橋本ヒロ子・齊藤誠「前掲書注（3）」山下泰子「インタビュー 男女共同参画推進条例のスマスメ」月刊市政、二〇〇一年一月号、三三一三七頁。各地の条例制定の状況について、（財）横浜市女性協会編「女性施設ジャーナル」第六号、二〇〇一年版参照。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金交付研究「フェミニズム国際法学の構築」（課題番号一三八三七〇一三、研究代表：山下泰子）の一〇〇一年度の研究成果の一部をなすものである。